

事務連絡  
平成22年4月1日

各都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

平成21年4月30日事務連絡「事業運営安定化事業及び通所サービス等  
利用促進事業の実施について」の一部改正について（案）

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成21年11月2日付け事務連絡において、移行時運営安定化事業（従前額助成）の取扱いについては、地域移行を進めていく観点から旧体系の入所施設が入所定員を減らしてグループホーム等の複数種の新体系サービスに移行する場合も想定し、従来の敷地以外において新体系サービスを展開する場合についても合わせて一つの移行先として捉えることにより、地域移行を進める事業者の支援を図る取扱いとしたことから、事業運営安定化事業（9割保障）の事務処理要領を下記のとおり一部改正します。

各都道府県におかれましては、管内市町村等に対しまして、周知していただくとともに、事業所に制度の趣旨をよく説明していただき、本事業の適正な運用に努めていただけるようお願いいたします。

## 記

改正後	改正前
<p>8 運用上の留意事項について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>定員数を減少させた</u>事業所の取扱い</p> <p>利用者を<u>別</u>法人の他の事業所に移す<u>など</u>として、<u>定員数（又は利用者数）を減少させた</u>場合については、必要以上に保障額が大きくなってしまいうため、各事業所の個別の事情等を勘案し、保障単位数の水準をその定員規模<u>など</u>を踏まえた適切な水準となるよう調整を行うことが<u>必要</u>である。</p> <p>ただし、直ちに保障水準を引き下げることは、<u>事業所の運営に大きな影響を与える可能性もある</u>ことから、現在の職員を活用し新たな事業展開を行う等の指導</p>	<p>8 運用上の留意事項について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>利用者数が著しく減少した</u>事業所の取扱い</p> <p>利用者を<u>同一</u>法人の他の事業所に移した<u>ため</u>、<u>利用者数が著しく減少した場合</u>については、必要以上に保障額が大きくなってしまいうため、各事業所の個別の事情等を勘案し、保障単位数の水準をその定員規模を踏まえた適切な水準となるよう、<u>各都道府県等の判断により調整</u>を行うことが<u>可能</u>である。</p> <p>ただし、直ちに保障水準を引き下げることは事業所の運営に大きな影響を与えることから、現在の職員を活用し新たな事業展開を行う等の指導を行うことと</p>

を行うなど、期間をあらかじめ提示して保障水準を徐々に逡減させる等の措置を講じられたい。

(例) 旧体系時において、利用定員 40 人の知的障害者通所授産施設が、別法人に利用者を移し、利用定員 20 人の就労継続支援 B 型事業所へ移行した場合

○取扱い例：算定シート中「旧体系における保障単位数」に算出された単位数に 20/40 を乗じたものから「新体系移行後の給付単位数」を差し引いた単位数を、事業運営安定化事業の給付単位数とする。

(削除)

#### (4) 複数の新体系サービス（多機能型以外）に移行した場合の取扱い

##### ① 移行先の事業所の範囲

同一法人が運営主体であって、法人の申請に基づき旧体系施設からの移行先であると都道府県が認めた事業所については、複数事業所（旧体系時の施設と同一敷地であるものに限らない。）を移行先事業所ととらえる。

##### ② 助成額の算定方法

○助成額＝旧体系の移行前月收入－（中核事業所の当月収入＋移行先分離事業所の当月収入）

※「中核事業所」とは移行先の中核となる事業所のこと。（旧体系施設と同一敷地内に移行事業所がある場合は、当該同一敷地内事業所を中核事業所とし、そうでない場合は、最も自立支援給付の請求額が多い事業所を中核事業所とする。）

※「移行先分離事業所」とは中核事業所以外の事業所のこと。

##### ③ 助成額の請求方法等

○助成額の請求は移行先の中核事業所が行う。

○利用者の一部を移すことにより既存の事業所の定員増を行う形で移行し

し、期間をあらかじめ提示して保障水準を徐々に逡減させる等の配慮をされたい。

(例) 旧体系時において、利用定員 40 人の知的障害者通所授産施設が、利用定員を減らし、利用定員 20 人の就労継続支援 B 型事業所へ移行した場合（→他の 20 人については、元々存在した別の就労継続支援 B 型の事業所を増築し、そちらに移ってサービスを利用している場合）

○取扱い例：算定シート中「旧体系における保障単位数」に算出された単位数に 20/40 を乗じたものから「新体系移行後の給付単位数」を差し引いた単位数を、事業運営安定化事業の給付単位数とする。  
等

た場合は、当該定員増の部分を移行先の事業所ととらえ、事業所全体の定員数に占める移行に伴い増加した定員数の割合で按分した収入を移行先の事業所の収入として取り扱う。

(5) 上記(1)から(4)の方法により難しい場合は、厚生労働省障害福祉課に個別に協議を行うこととする。